

# 子育て世帯・UIJターンの住宅取得を支援！ 住宅金融支援機構と協力協定を締結

住宅ローン【フラット35】の借入金利が当初5年間、年0.25%引き下げられます。

平成30年1月、高島市と独立行政法人住宅金融支援機構は、子育て世帯及び移住者（UIJターン）の住宅取得を支援して定住の促進を図るため、相互協力に関する協定を締結しました。

本協定の締結により、「高島市若者定住促進条例に基づく定住住宅リフォーム補助事業」を利用される方が、住宅ローン【フラット35】を利用する場合、借入金利が当初5年間、年0.25%引き下げられます。

## 《高島市》

### 「高島市若者定住促進条例に基づく定住住宅リフォーム補助事業」

#### 【対象となる方】

本市へ移住・Uターンしようとする方または転入後3年を経過しない方

#### 【対象となる住宅】

定住するために購入した中古住宅、所有する住宅

#### 【対象となる事業】

市内業者が請負う50万円以上のリフォーム工事

#### 【補助金の額等】

補助率は最高1/4、総額最高50万円、地域通貨「アイカ」で5年間分割均等払い

## 《独立行政法人住宅金融支援機構》

### 住宅ローン【フラット35】

住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する最長35年の全期間固定金利型住宅ローン

高島市で住宅取得する場合、左記の「高島市子育て世帯空き家リノベーション事業費補助金(注1)」または「高島市若者定住促進条例に基づく定住住宅リフォーム補助事業(注2)」を利用される方は、**【フラット35】の借入金利が、当初5年間、年0.25%引き下げられます。**

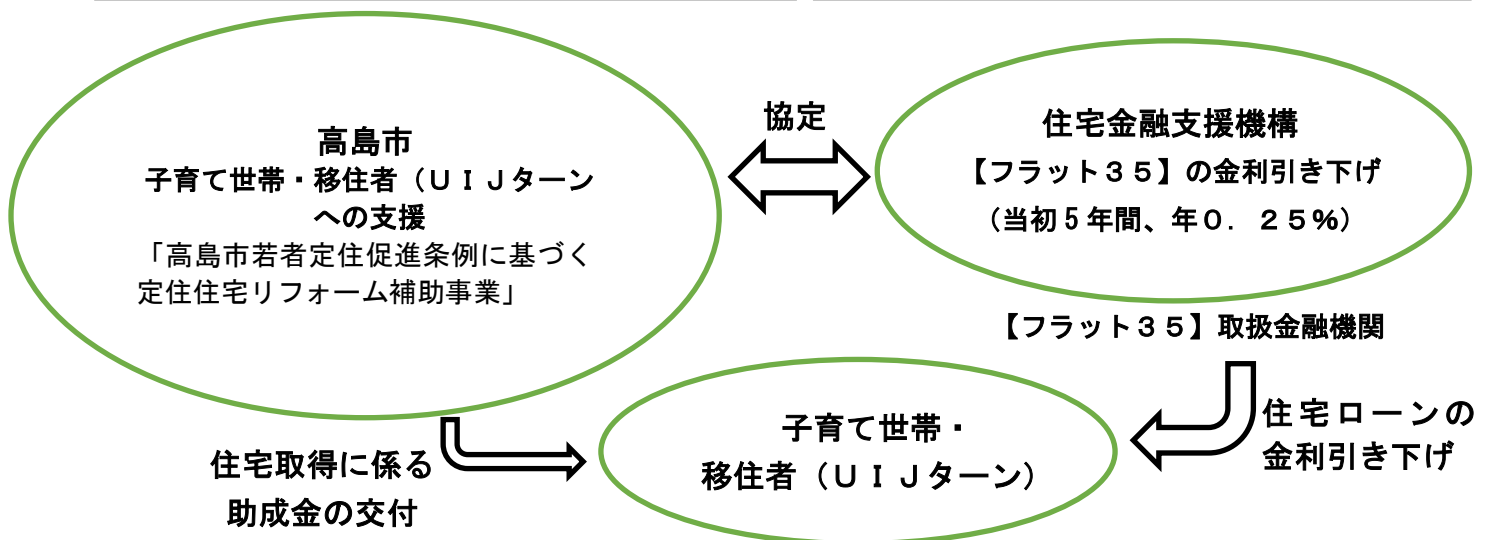
(注1) 補助申請者が50歳未満であることの条件があります。

(注2) 中古住宅の取得であることの条件があります。

#### ◇お問い合わせ

住宅金融支援機構 お客様コールセンター

0120-0860-35



#### 【お問い合わせ先】

市民生活部市民協働課 TEL : 0740-25-8526 FAX : 0740-25-8156

Email : kyoudou@city.takashima.lg.jp